

○ 高森町子どもいじめ防止条例

平成25年6月20日条例第22号

(前文)

子どもは、町の未来の希望であり、子どもが健やかに成長することは町民すべての願いです。昨今、大きな社会問題となっているいじめは、子どもの心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の子どもの生き方にも深刻な影響を与えます。こうしたいじめから子どもたちを守るためには、発達途上にある多感な子どもたちの人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという共通認識にたち、学校だけでなく、社会全体で、子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

平成20年12月に、高森中学校では、生徒会が中心となって「小原ヶ丘憲法」を制定し、以来、全校でいじめのない学校づくりに取り組んでいます。

深刻化するいじめの問題に対し、町では、「小原ヶ丘憲法」に託した生徒の想いを町民の皆さんと共有し、『いじめは絶対に許さない』という姿勢を明確に示すとともに、いじめを深刻化させない対策を町ぐるみで推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どものいじめの問題に対する基本理念及び家庭、学校、町、地域社会等の役割等を明確にし、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語は、次の各号に掲げる定義によります。

- (1) いじめ 子どもが、他の子どもから、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいいます。
- (2) 町 執行機関である町長及び教育委員会をいい、この条例に関する事務は、教育委員会が所管します。
- (3) 子ども 町内の小学生及び中学生をいいます。
- (4) 学校 町内の小学校及び中学校をいいます。
- (5) 地域社会 町内に居住する者又は町内に勤務する者、町内の自治組織及び団体並びに町内で事業を営んでいる個人及び法人をいいます。
- (6) 関係機関等 児童相談所、警察署など、子どものいじめの問題の対応に関わる外部機関をいいます。
- (7) 関係者 いじめに関わる学校関係者、当事者、保護者等をいいます。

(基本理念)

第3条 家庭、学校、町、地域社会及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるため、学校を中心にそれぞれが役割等に基づき、主体的かつ協働して、いじめの未然防止及び解決に取り組みます。

2 子どもは、自分を大切に想い、互いに相手を尊重して、豊かな人間関係を築きます。

(家庭の役割)

第4条 家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを教えます。

- 2 家庭では、子どもの様子及び行動の変化に配意し、いじめを察知したときは、速やかに、学校又は町に連絡、相談します。
- 3 いじめが発覚した場合には、学校と相互に連携して、解決にあたります。

(学校の役割)

第5条 学校は、子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。

- 2 学校は、いじめを認知した場合は、速やかに事態を把握し対応にあたりるとともに、事実関係を町に報告し、町及び保護者、必要に応じて関係機関と連携して解決にあたります。
- 3 学校は、保護者及び地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分に配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

(町の役割)

第6条 町は、子どものいじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を講じます。

(地域社会の協力)

第7条 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成に協力します。

- 2 地域社会は、いじめを発見したときは、速やかに、学校又は町に情報を提供します。

(相談体制の充実)

第8条 学校は、子どもが、いつでも安心して相談できる環境を整えます。

- 2 町は、家庭や保護者及び地域社会からの連絡又は相談に応じる体制づくりに努めます。

(いじめ防止専門委員会の設置)

第9条 町は、深刻ないじめについて、専門家による客観的な立場からの調査、審議、調整及び助言を行うため、高森町いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(委員会の所掌事項)

第10条 委員会は、町の要請に基づき、深刻ないじめに関する調査、審議又は関係者との調整を行います。

- 2 委員会は、町に対して調査、審議又は調整の結果を報告し、必要な是正又は支援のあり方を助言します。
- 3 委員会は、前1項に規定する事項を行うために必要と認めるときは、関係者に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

(委員会の組織等)

第11条 委員会の委員は、5人以内とします。

- 2 委員は、子どもの問題行動に精通した者並びに子どもの発達及び心理に理解があり、豊かな経験を有する者から、町長が委嘱します。
- 3 委員の任期は2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 4 委員は再任することができます。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。
(是正及び支援措置)

第12条 町は、委員会の調査等の結果及び助言を受け、関係者に対して是正の要請又は必要な支援を行います。

- 2 是正の要請を受けた関係者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。
- 3 町は、委員会の調査等の結果及び助言を踏まえ、いじめを解決するために必要があると認めるときは、関係機関等と連携し、適切な措置を講じます。
- 4 町は、是正の要請若しくは必要な支援又は適切な措置を行ったときは、その執行内容、関係者の対応状況及び結果等を委員会に報告します。
(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めま
す。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。